

兵庫県公報

平成28年4月8日 金曜日 第2788号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 神戸中央卸売市場国民健康保険組合の解散の認可（医療保険課）	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 同 上（同）	9
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	9

告 示

兵庫県告示第446号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第32条第2項の規定により、次の国民健康保険組合の解散を認可した。

平成28年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 組合の名称
神戸中央卸売市場国民健康保険組合
- 所在地
神戸市兵庫区中之島1丁目1番1号
- 解散年月日
平成28年3月31日



兵庫県告示第447号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成28年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
仮屋区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	平成28年3月15日
育波浦区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同



兵庫県告示第448号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

アース製薬株式会社

赤穂市坂越3218-12

常務取締役 木 村 秀 司

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

アース製薬株式会社赤穂工場

赤穂市西浜北町1122-73

(3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設	46号ロ ろ過施設 (No. 1、2)		
能	力	36,000L/時	13,000L/時・基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		6時～翌3時 3時間	8時～翌2時 18時間		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4～10	4～10	7.5	7.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	980	980	328,000	328,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	400	400	164,000	164,000
	浮遊物質 (単位 mg/L)	60	60	—	—
	窒素含有量 (単位 mg/L)	5	5	90	90
	リン含有量 (単位 mg/L)	0.5	0.5	220	220
	ジクロロメタン (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		72	108	172.8/基	172.8/基

46号口 ろ過施設 (No. 3、4)		71号の2イ 洗浄施設 (No. 1)		71号の2イ 洗浄施設 (No. 2)		71号の2イ 洗浄施設 (No. 3)	
3,000L/時・基		2,921L		2,686L		150m ³ /分	
同 左		既 設		同 左		同 左	
同 左		既 設		同 左		同 左	
同 左		許可後		同 左		同 左	
8時~17時 9時間		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
7.5	7.5	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8
328,000	328,000	230	350	550	800	500	1,000
164,000	164,000	100	150	250	350	1,000	1,500
—	—	100	150	500	700	100	1,500
90	90	5	10	5	10	10	20
220	220	0.5	1	0.5	1	5	10
—	—	—	—	—	—	1,000	2,000
—	—	0.05未満	0.05未満	—	—	—	—
12/基	12/基	7	10	1.5	1.5	0	2.2

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設			
型	式	流動床生物膜式排水処理方式			
構	造	鉄筋コンクリート製			
主	要	寸	法		
			10.4m×27.5m×5m		
能	力	250m ³ /日			
汚水等の処理方式		中和+流動床生物膜+凝集沈殿+二層ろ過			
工事着手予定年月日		許可後			
工事完成予定年月日		着手後8箇月			
使用開始予定年月日		完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4~10	4~10	6~8	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	980	980	10	20
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	400	400	15	25
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	60	60	20	30
	窒素含有量 (単位 mg/L)	5	10	5	10
	リン含有量 (単位 mg/L)	0.5	1	0.5	1
	ジクロロメタン (単位 mg/L)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m ³ /日)		242	250	242	250

(5) 排出水の汚染状態及び量

排水口名		No. 1	No. 2、3
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	242	雨水専用排水口
	最大	250	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6～8	
	最大	5.8～8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10	
	最大	20	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	15	
	最大	25	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	20	
	最大	30	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	5	
	最大	10	
^{リン} 含有量 (単位 mg/L)	通常	0.5	
	最大	1	
ジクロロメタン (単位 mg/L)	通常	0.002 未満	
	最大	0.002 未満	
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	0.05 未満	
	最大	0.05 未満	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年4月8日から同年5月2日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第449号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成28年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H27但馬位置 0007号	28.3.25	美方郡新温泉町浜坂字細田288番1の一部、 289番1の一部	6.15	46.20

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ア	加東市家原字大將軍164番	876.99	宅地	8,130	813
イ	加西市段下町字開キ606番14ほか	1,038.60	宅地	18,500	1,850
ウ	豊岡市九日市上町字サクラ653番9	746.36	雑種地	10,524	1,053

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成28年4月8日(金)から同月25日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。ただし、平成28年4月8日(金)にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成28年4月25日(月)消印有効とする。

4 入札説明書(兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン)及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話(078)341-7711 内線2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成28年5月13日(金)午後1時から同月20日(金)午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

平成28年5月20日(金)午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する(郵送による入札書の提出は認めない)。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話(078)341-7711 内線2550・2551



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町国安字皿池254番、256番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市野口町古大内299番地の9
グッド・サブ・レジデンス株式会社 代表取締役 北 野 吉三郎

3 許可年月日及び許可番号

平成27年12月3日
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-19号(27稲美)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市那波南本町1810番の一部、1813番1の一部、1813番3の一部、1810番地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市五軒邸二丁目48番地
日正不動産株式会社 代表取締役 春名 鴻 幟
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年3月11日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-2-3号（27相生）

収用委員会告示

兵庫県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年4月8日

兵庫県収用委員会

会長 山田 誠 一

- 1 起業者の名称
兵庫県
- 2 事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業3・4・81号尼崎宝塚線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年3月28日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	公簿地積	表測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
尼崎市武庫之荘六丁目	406番2	宅地	㎡ 12.61	㎡ 12.61	㎡ 12.61	株式会社篠原建設 (持分2009分の24) 代表者 代表清算人 篠原 広	伊丹市大野2丁目82番地 〔ただし、土地登記簿上の表示 〔尼崎市武庫川町三丁目38番地〕〕	なし	—	—

(注) 収用しようとする土地の共有持分2009分の1985は起業者に属しているので、収用の対象外とする。

実測平面図 縮尺=1:250

土地の所在 尼崎市武庫之荘六丁目

地 番 406番2



参照点の種類及び座標値

測点	境界の種類	X	Y
参照点1	下水マンホール中心	-136952.121	96320.655
参照点2	仕切井中心	-136950.818	96325.781

地番	区分	符号	求積表				備考	
			X座標	Y座標	Yn*(Xn+1-Xn-1)	距離		
406番2	収用地	7	①	-136946.230	96326.170	-429711.044370	4.059	金属鈺
			②	-136950.284	96326.369	-352554.510540	3.110	金属鈺
			③	-136949.890	96323.284	429698.169924	4.076	金属鈺
			④	-136945.823	96322.994	352542.158040	3.201	金属鈺
			倍面積	25.226946				
			面積	12.613473				
			地積	12.61	m ²			